

令和6年11月29日招集

11月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和6年度11月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年11月29日(金) 午後2時30分から午後3時15分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (35人)

農業委員

1番	首藤正男	2番	田村良雄		
4番	虎澤栄三	5番	田中さとみ	6番	山岸信一
7番	成田誠一	8番	平野榮治	9番	阿部信行
10番	佐藤英一	11番	高橋潤一	12番	伊藤隆
13番	塩原信子	14番	野澤栄	15番	平原大悟
16番	本間雄一	17番	大嶋喜芳	18番	渡部藤四夫
19番	江端美春	20番	小林喜一郎	21番	間宮一
22番	草野伸一	23番	増井勝	24番	吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番	本田敏明	3番	鈴木健二		
		6番	笠原綱生		
7番	帯瀬和幸	8番	田中隆市	9番	高井利明
10番	原田秀一	11番	堀内多計司	12番	武田要一郎

4 欠席委員 (4名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第46号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第47号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第48号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第49号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第50号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第51号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 靄巻和仁
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係 武田勇 農地係主査 鳴倉明彦

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和6年度11月定例総会を開会いたします。</p> <p>3番 若林清廣より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中23名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いいたします</p>
<p>議長</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>本日は、傍聴の方がおいでになっておられますが、傍聴人におかれましては、傍聴のきまりをお守りいただき、審議に影響することのないよう、静粛に傍聴をお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、23番 増井勝委員、24番 吉田浩委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第51号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p> <p>議案第46号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第47号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第48号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます</p>

農地係長	<p>ます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、本日正誤表を机上配布させていただきました。15ページ、5条許可申請「北2号」網掛けの箇所です。お手数でもご確認をお願いします。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第51号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で6件、中央地区で8件、南区で4件、西区で5件、西蒲区で12件の計35件です。</p> <p>次に議案第46号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、秋葉区で1件、南区で2件の計3件です。</p> <p>次に議案第47号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で3件、中央地区で5件、秋葉区で1件、南区で1件、西区で3件の計13件です。</p> <p>次に議案第48号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、北区で1件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は52件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件10件は、去る11月27日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第51号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページ、3ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」、「北3号」、「北4号」、「北5号」及び「北6号」は、</p>

<p>議長</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>売買により、「北2号」は贈与により、いずれも譲受人の規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第47号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書15ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は露天資材置場敷地、「北2号」は工事現事務所及び露天資駐車場敷地に一時転用するものです。いずれも、農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>「北3号」は個人住宅建築敷地に転用するものです。農地区分は第2種農地で、土地改良区域外であり、排水計画も整っており、周辺農地に影響はありません。</p> <p>続きまして、議案第48号 事業計画変更承認申請についてです。</p> <p>議案書21ページをご覧ください。</p> <p>県発注の福島潟水門本体工事を受注した企業が、令和7年4月末まで工事現場事務所及び露天駐車場として一時転用許可を得ていましたが、同企業の担当工事終了後、次の水門ゲート工事を担当する企業に引き継ぐものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請6件、第5条許可申請3件、事業計画変更承認申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。北地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に中央区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の13件は、去る11月27日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第51号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書4ページから5ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、「中4号」、「中5号」、「中7号」及び「中8号」は、いずれも、譲り渡し人からの要望を受け、規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。</p>
--------------------------	--

<p>議長</p> <p>秋葉区部会長 職務代理人</p>	<p>「中2号」及び「中3号」は、同一経営体内で、贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>「中6号」は、自家消費用に野菜を栽培するために、売買により農地を取得するものです。</p> <p>続きまして、議案第47号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>16ページから17ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、「中2号」は、将来設計を考え、売買により個人住宅建築敷地に転用するものです。農地区分は第3種農地です。</p> <p>「中3号」は、市発注の下水道工事を請け負ったため、賃借権を設定し、現場事務所及び露天資材置場敷地に一時転用するものです。農地区分は第3種農地です。</p> <p>「中4号」は、売買により建売住宅建築敷地に転用するものです。農地区分は第2種農地です。</p> <p>「中5号」は、自動車修理工場の敷地拡張のため、売買により、露天資材置場敷地に、転用するものです。農地区分は第3種農地です。</p> <p>「中1号」から「中5号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請8件、第5条許可申請5件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長職務代理人の笠原でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の2件を、27日に審査いたしました。</p> <p>議案第46号農地法第4条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書13ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は法人所有農用地を農業用施設建築敷地として申請したものです。</p> <p>なお、申請に先立ち、用途指定の告示を行っております。</p> <p>続いて、議案第47号農地法第5条許可申請に関する処分決定に</p>
-----------------------------------	--

<p>議 長</p> <p>南区部会長</p>	<p>ついてです。</p> <p>議案書 18 ページをご覧ください。</p> <p>「秋 1 号」は申請者の社屋拡張に伴い既存駐車場が不足していることから、隣接する 1 種農地に露天駐車場敷地として申請したものです。</p> <p>以上 2 件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は 7 件で、去る 11 月 27 日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第 51 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の 6 ページ、7 ページをご覧ください。</p> <p>「南 1 号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南 2 号」は、譲受人が作業の効率化を図るため、自作地の隣の農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南 3 号」は、経営移譲年金を受給するため、親子間の使用貸借権を再設定するものです。</p> <p>次の「南 4 号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第 46 号 農地法第 4 条許可申請についてです。</p> <p>議案書の 14 ページをご覧ください。</p> <p>「南 1 号」は、営農型太陽光発電設備の支柱敷地に一時転用するため申請しました。3 年間の期間延長となります。申請地の農地区分は、農振農用地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次の「南 2 号」は、露天駐車場敷地に転用するため申請しました。申請地の農地区分は、第 3 種農地に分類され許可相当と判断されます。</p> <p>次に、議案第 47 号 農地法第 5 条許可申請についてです。</p> <p>議案書の 19 ページをご覧ください。</p>
-------------------------	--

<p>議 長</p> <p>西区部会長</p>	<p>「南1号」は、農地を贈与により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、西蒲区のアパートに居住していますが、手狭になってきたことから戸建て住宅を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>なお、4条許可申請2件、5条許可申請1件は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請4件、農地法第4条許可申請2件、農地法第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>11月27日に開催した西区部会での審査報告をいたします。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>議案第51号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、です。</p> <p>「西1号」から「西5号」はいずれも、譲渡人からの要望を受け、譲受人の規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>次に、20ページをご覧ください。</p> <p>議案第47号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、売買により、貸露天資材置場敷地に転用するものです。工事の下請けを行う関連業者に対し、無償で利用させる計画です。農地区分は第3種農地です。</p> <p>「西2号」は賃貸借により、ガス配管工事の露天資材置場及び残土置場敷地に一時転用するものです。農地区分は第3種農地です。</p> <p>「西3号」は使用貸借により、農作業所及び農業用機械格納庫建築敷地に転用するものです。</p> <p>農地区分は農振農用地ですが、農振法の用途変更も済んでおり、農用地利用計画に指定された用途に供するための転用に該当しま</p>
-------------------------	--

<p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>「西 1 号」から「西 3 号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 5 件、5 条許可申請 3 件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>西蒲区部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の 1 2 件は、去る 1 1 月 2 7 日に審査を行いました。</p> <p>議案第 5 1 号 農地法第 3 条許可申請についてです。</p> <p>議案書 1 0 ページから 1 2 ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1 号」及び、「蒲 5 号」は、以前から耕作していた譲受人へ、売買及び贈与によって所有権移転するものです。</p> <p>「蒲 2 号」及び、「蒲 3 号」は、お互いに農地の効率的な利用を図るため、所有権を交換するものです。</p> <p>「蒲 4 号」は、死因贈与により、耕作している譲受人へ、持ち分を移転するものです。</p> <p>「蒲 6 号」から「蒲 9 号」及び、「蒲 1 2 号」は、譲受人の規模拡大のため、売買及び贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲 1 0 号」及び、「蒲 1 1 号」は、譲渡人からの申し出により、売買及び贈与により所有権移転するものです。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 1 2 件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入</p>

<p>議 長</p>	<p>ります。</p> <p>議案書 2 ページ、追加議案第 5 1 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案書 2 ページ、追加議案第 5 1 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。</p> <p>許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>次に、議案書 1 3 ページ、議案第 4 6 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3, 0 0 0 m²を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 1 5 ページ、議案第 4 7 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>なお、議案書 2 0 ページ 西 1 号については、3, 0 0 0 m²を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、次回の定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>西 1 号以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p>

<p>議 長</p> <p>農政振興係長</p>	<p>次に、議案書 21 ページ、議案第 48 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊 1 の議案第 49 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、</p> <p>別冊 2 の議案第 50 号 新潟市農用地利用集積等促進計画 (案) に関する意見決定について、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>農政振興係の和田です。最初に、議案第 49 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊 1 をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。資料の表紙をめくっていただいて、1 ページ、令和 6 年 11 月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区 30 件、中央地区 26 件、秋葉区 11 件、南区 11 件、西区 2 件、西蒲区 50 件、合計で件数 130 件、面積 848,571 m²です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区 2 件、中央地区 3 件、秋葉区 9 件、南区 4 件、西区 2 件、西蒲区 9 件、合計で件数 29 件、面積 92,477 m²です。</p> <p>次に、所有権移転の交換について、中央地区 2 件、西蒲区 4 件、合計で件数 6 件、面積 42,601 m²です。</p> <p>続いて 2 ページ、利用権の更新について、北区 56 件、中央地区 25 件、秋葉区 29 件、南区 21 件、西区 22 件、西蒲区 75 件、合計で件数 228 件、面積 1,163,034 m²です。</p> <p>詳細につきましては、議案書の 4 ページ以降となります。</p> <p>新規の利用権設定、所有権移転については、4 ページから 90 ページのとおりです。</p>
--------------------------	---

次に、利用権の移転については、91・92ページのとおりです。

続いて、農地中間管理事業関係についてです。93ページ、令和6年11月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、北区4件、中央地区2件、秋葉区8件、南区6件、西区4件、西蒲区10件、合計で件数34件、面積280,055㎡です。

詳細につきましては1枚めくっていただいて、96ページから104ページのとおりです。

以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。

また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。

従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、105ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。

市の公告については、令和6年12月13日からとなります。

引き続き、議案第50号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。

お手元の資料別冊2をご覧ください。

資料の表紙をめくっていただきまして1ページから4ページのとおり、秋葉区で1件、南区で8件、西蒲区で2件、移転の申出がありました。

市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から11月7日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。

従いまして、5ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。

なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和7年1月31日からとなります。

ご審議よろしく申し上げます。

議 長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊1の議案第49号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、別冊1の議案第49号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
議 長	<p>次に、別冊2の議案第50号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>

議 長
終了時間
15 : 15

ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和6年度11月定例総会を閉会いたします。

会議が終了いたしましたので、傍聴人におかれましては、ご退室をお願いいたします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
